

有害鳥獣追払備品管理規程

(目的)

第1条 本規程は、(以下「 」という)が所有する有害鳥獣追払備品(以下「備品」)の使用に際して、追払いの効果を高めると共に、備品の損耗を最小限に押さえ、安全かつ適正な利用を図ることを目的とする。

(備品概要について)

第2条 は、以下の備品を所有する。

購入年月日	規格	台数	備考

(備品の運用について)

第3条 備品の運用については、以下のとおり定める。

- 1 備品の管理者は、 とする。
管理者は、法令を遵守し適正な管理を行う責務を負う。
有害鳥獣の追払い以外に備品を使用したり、事故が発生した時等、重大な過失があった場合は一切の責任を負う。そのため安全には充分留意すること。
- 2 運用については、効率的な利用に努めること。
- 3 備品の保管場所は、 とする。
- 4 管理者は追払いでの使用を記録すること。

この規程は、 年 月 日から施行する。

団 体 名

代 表 者 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

住 所

連 絡 先